

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、その翌日が当たる場合)

たので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 石 川 光 德 日野郡日南町笠木二一六八一二
昭和六十三年十月十五日退任

◇告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

廃川敷地の生成（河川課）

◇公 告 猿銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

鳥取県告示第千二十一号

光徳土地改良区が行う土地改良事業に係る光徳中部地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県告示第千二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつ

名和町役場

鳥取県告示第千二十四号

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十三号

江府町が行う土地改良事業に係る貝田（河原・谷）地区谷工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

二 換地計画書の写し

三 縦覧に供する期間

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縦覧期

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項

| | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|----------|
| 発起人になろうとする者のお住所及び氏名 | 加入区 | 漁業の区分 | 漁業者調書の縦覧 |
| 成瀬定美 岩美郡岩美町大字浦富 二四六八 二五六五 奥田春美 岩美郡岩美町大字浦富 二八一〇 沢井富次 西伯郡淀江町大字淀江 八八〇一 松本俊二 一三〇九 富田博 淀江加入区 漁業 協同組合 淀江漁業 協同組合 | 浦富加入区 漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる | 浦富漁業 協同組合 昭和六十三年十 月十八日まで | 場 所 期 間 |

| | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 富田博 淀江加入区 漁業 協同組合 淀江漁業 協同組合 | 浦富加入区 漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる | 浦富漁業 協同組合 昭和六十三年十 月十八日まで | 場 所 期 間 |
| 西伯郡淀江町大字西原 一三〇九 松本俊二 一三〇九 富田博 淀江加入区 漁業 協同組合 淀江漁業 協同組合 | 浦富加入区 漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる | 浦富漁業 協同組合 昭和六十三年十 月十八日まで | 場 所 期 間 |

西伯郡大山町安原
一二一
古志正凱

鳥取県告示第千二十一十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県告示第千二十六号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川勝田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十三年十一月四日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤崎町大字山川字岸ハト丘10—6地先から同字七九八—3[地先まで]

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九五〇・四八五平方メートル

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
(1) 現在法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者

- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

| 日 | 時 | 場 | 所 | 受講対象者 |
|-------------|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 昭和63年12月 6日 | 午後 1時30分から 午後 4時00分まで | 米子市郷町一丁目151 室 | 鳥取県米子警察署会議 室 | 八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 昭和63年12月14日 | 午後 1時30分から 午後 4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階大 会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者 | |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分

4 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)及び印鑑